

令和8年度 じんけんミニフェスタ／人権ふれあい啓発、しが多文化共生フェスタ／しが多文化共生フォーラム企画・制作・実施業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、令和8年度じんけんミニフェスタ／人権ふれあい啓発、しが多文化共生フェスタ／しが多文化共生フォーラム企画・制作・実施業務委託に係る公募型プロポーザルについて必要な事項を定めます。

1 目的

(業務1) じんけんミニフェスタ／人権ふれあい啓発

滋賀県では、県民一人ひとりが人権の大切さを認識して、日々の暮らしの中で人権に配慮した行動を実践することで、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することをめざしています。

このため、子どもから大人まで、広く県民に、身近なところから人権について考えて行動することの大切さ(滋賀県人権施策基本方針に掲げる「人権の基本理念」)を訴えるため、滋賀県人権啓発キャラクター「ジンケンダー」を効果的に用いて、普段、人権啓発事業に接する機会が少ない県民に、人権について考えていただける機会となる人権啓発活動を実施します。

(業務2) しが多文化共生フェスタ／しが多文化共生フォーラム

2025年3月改定の「県多文化共生推進プラン」では、人口減少と外国人の増加が進む本県において、多文化共生社会の実現は地域や産業の持続可能な発展に不可欠であり、とりわけ、国籍を問わず県民が相互に理解し、共に支え合う意識の醸成は、全ての施策の前提となる取組です。

県内各地で市町国際協会等により交流イベントが実施されているが、外国人県民が増加している中、日本人と外国人の交流機会はますます必要となっており、相互理解を深める「場」の確保が必要となっています。

このため、多文化共生意識向上と交流基盤の形成を目的として、「しが多文化共生フェスタ」および「しが多文化共生フォーラム」を実施することで、交流の場や学びの場の創出を進め、県民の多文化共生への理解を促進します。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度じんけんミニフェスタ／人権ふれあい啓発、しが多文化共生フェスタ／しが多文化共生フォーラム企画・制作・実施業務委託

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日(令和8年(2026年)5月頃を予定)から令和9年(2027年)2月26日(金)まで

3 予定価格

合計額 6,612,700円

項目別予定価格

(業務1) じんけんミニフェスタ/人権ふれあい啓発

3,754,300円 ※消費税および地方消費税を含む

(業務2) しが多文化共生フェスタ／しが多文化共生フォーラム

2,858,400円 ※消費税および地方消費税を含む

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

【営業種目】

次の種目が希望営業種目に登録されていること。

大分類「役務」

中分類「イベント」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

- ・ 物品・役務電子調達システム
- ・ 滋賀県会計管理局管理課（〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1 TEL 077-528-4314）

5 説明会

説明会は開催しません。

6 プロポーザルに係る質問および回答

(1) 質問方法

質問票（様式 1）によりファクシミリまたはメールで受け付けます。

※審査の内容に関しない軽易な質問を除き、電話または口頭による質問は受け付けません。

(2) 提出期限

令和 8 年 4 月 28 日(火)17 時 00 分

(3) 回答方法

質問票の提出のあった者へ電子メールまたは FAX で回答するとともに、県のホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

(滋賀県 > 県民の方 > くらし > 人権 > 用途 > お知らせ)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zinken/>

(4) 回答期日

令和 8 年 5 月 1 日(金)17 時を目途に回答する

(5) 質問票の提出先

「11 問い合わせ先」に同じ

7 企画提案書等の提出

(1) 企画の提案は 1 者につき 1 提案とします。

(2) 提出書類および提出部数

① 企画提案書等提出書(様式 2) … 1 部

② 企画概要書… 2 種 各 6 部 (ただし 1 部のみ事業者名を記載)

(ア) じんけんミニフェスタ/人権ふれあい啓発 (様式 3-1)

(イ) しが多文化共生フェスタ/しが多文化共生フォーラム(様式 3-2)

※各項目について、簡潔に企画提案の概要を記載すること。

③ 企画提案書(任意の様式)… 2 種 各 6 部 (ただし 1 部のみ事業者名を記載)

(ア)じんけんミニフェスタ／人権ふれあい啓発

(内 容)「じんけんミニフェスタ／人権ふれあい啓発」企画案、実施スケジュール案
(サイズ) A4判(縦仕様、6ページ程度)

(イ)しが多文化共生フェスタ／しが多文化共生フォーラム

(内 容)「しが多文化共生フェスタ／しが多文化共生フォーラム」企画案、実施スケジュール案

(サイズ) A4判(縦仕様、4ページ程度)

※企画概要書(様式 3-1、3-2)に記載の内容の詳細をわかりやすくまとめること。

④ 概算見積書(任意の様式)…2種 各1部

(ア)じんけんミニフェスタ／人権ふれあい啓発

(イ)しが多文化共生フェスタ／しが多文化共生フォーラム

・業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)に示す全ての企画・制作・実施に係る経費について計上してください。

・経費の内訳がわかるように、各項目の企画・制作・実施に係る経費を詳細に記載してください。

ただし、①じんけんミニフェスタ／人権ふれあい啓発の仕様書5(1)に指定する業務にかかる経費の分配は1,600,000円以上(消費税および地方消費税を含む。)を目安としてください。

・①じんけんミニフェスタ／人権ふれあい啓発の仕様書4(1)に指定する、じんけんミニフェスタの実施にかかる施設使用料等については、参加申込み受理通知と併せて送付する「企画提案にあたっての補足資料」を参考にし、必要な経費を計上してください。

・消費税および地方消費税を含めること。(税額を明示すること)

・それぞれの業務ごとに、3「予定価格」の制限の範囲内において作成すること。

⑤ その他添付書類(該当する場合)…1部

・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(滋賀県発行)の写し

・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し

・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であっても法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し

・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であっても障害者を雇用している場合に、申立書

・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し

・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、aについては審査登録機関の証明書の写し、a以外については認証、登録証の写し

a 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証

- b 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
- c 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
- d 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(3)提出期限

令和8年5月22日(金)12時00分

(4)提出方法

持参または郵送により受け付けます。なお、持参の場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く日の9時から17時（12時から13時までを除く。）の間に提出してください。ただし、令和8年5月22日(金)は、9時から12時までの間とします。

また、郵送の場合は書留に限ることとし、令和8年5月22日(金)12時までに滋賀県庁総務課文書収発室に到着したものに限り受け付けます。

(5)提出先

「11 問い合わせ先」に同じ

8 審査について

(1)審査概要

人権施策推進課と国際課が設置する企画案の選定会議において、提出された書類に基づき審査を行い、総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とします。ただし、総合点が満点の6割未満の場合、また、予定価格の制限の範囲を超えている場合は、契約予定者としません。

(2)選定会議の設置

人権施策推進課、国際課および関係課の5名の委員をもって設置します。

(3)審査基準

評価項目	着眼点	評価点
内容 (啓発物品の制作も含む。)	事業の目的を的確に捉えた企画になっているか。	20点
	多くの人に強く訴えかけるものになっているか。	15点
	人権についての理解や関心が深まるものになっているか。	12点
	ジンケンダーのイメージを尊重するとともに、着ぐるみやその他啓発資材を効果的に活用した企画になっているか。	6点
	多文化共生についての理解や関心が深まるものになっているか。	12点
	滋賀県の外国人住民の状況を考慮した内容となっているか。	6点
実施日・場所	集客が望めるものとなっているか。	3点
実施体制・スケジュール	実施にあたっての人員確保・役割分担およびスケジュール等の計画が適切で、実現性の高いものとなっているか。	10点
経済性 (仕様書にある業務1と業務2の合計額で評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・見積価格は適正であるか 予定価格の80%未満 10点 予定価格の80%以上85%未満 8点 予定価格の85%以上90%未満 6点 予定価格の90%以上95%未満 4点 予定価格の95%以上 1点 	10点

滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録を受けているか、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1点
高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1点
障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。 ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している。 ・ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。	1点
滋賀県女性活躍推進企業の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1点
環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ・ 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証 ・ 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ・ 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ・ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1点
滋賀県内に本店を有しているか。	1点

合計 100 点

(4) 選定会議の開催日時

令和 8 年 5 月 26 日（火）予定

9 契約予定者の決定・通知

上記「8 審査について」のとおり契約予定者を決定します。

結果については書面で通知します。

10 その他

- (1) 企画提案書等に記載された事項は業務委託仕様書と併せて契約時の仕様書とします。ただし、本業務の目的達成のため、企画提案者(受託者)と制作者(県)との協議により、契約時に項目の追加や訂正、削除を行うことがあります。協議により決定した業務委託仕様書に基づき見積書徴取を行い、見積金額が予定価格の制限の範囲内であったときは委託契約を締結します。
- (2) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とします。
- (3) 提出されたすべての書類は返却しません。なお、このプロポーザルに係る審査以外には使用しません。
- (4) 提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、必要な条件をすべて満たしていない場合、虚偽の記載をした場合には失格とします。企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めません。
- (5) 制作した啓発物品やパネル等は、この委託業務に係る契約期間満了後についても特に期限を定めず、担当課が行う啓発事業で使用するため、そのために必要な著作権に係る手続等

については、企画提案を行う前に受託者においてこれを処理してください。また、これに係る著作権使用料も今回の契約金額に含むこととしてください。

- (6) 採用した場合でも、本業務の達成のために、制作過程において両者協議の上、その内容の一部を変更する場合があります。
- (7) この委託業務により制作した成果物は、委託業務完了後、担当課に納品してください。
- (8) 人権施策推進課が制作したキャラクター以外の既製のイラストや写真等を使用する場合には、プロポーザルの企画提案についても、必ず承諾を取ってから行ってください。
- (9) 過去に実施した人権ふれあい啓発の概要やジンケンダー着ぐるみ等の啓発資材、啓発冊子は、人権施策推進課ホームページに掲載しているので参考にしてください。啓発資材や冊子の現物を閲覧したい場合は、人権施策推進課まで御連絡ください。

1 1 問い合わせ先

滋賀県総合企画部人権施策推進課 企画・啓発係

住所 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-3533 / ファクシミリ 077-528-4852 / E-mail cf00@pref.shiga.lg.jp